

(案)

府政科技第〇〇〇号
平成30年〇月〇日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長

国立大学法人東京大学東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設
の原子炉設置変更承認について（答申）

平成30年10月24日付け原規規発第1810241号をもって意見照会のあつた標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立大学法人東京大学東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設
の原子炉設置変更承認申請書に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用につ
いて

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料（濃縮ウラン燃料）については、米国エネルギー省または国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に引き渡すものであること。
- ・使用済燃料（劣化ウラン燃料）については、事業所内の貯蔵庫で保管管理すること

等の諸点については、その妥当性を確認したこと、加えて我が国では同原子炉施設も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。